離島振興法等の一部を改正する法律案 新旧対照条文

〇離島振興法(昭和二十八年法律第七十二号)

振興対策実施地域の振興に必要な措置を講ずるものとする。	策実施地域の振興に必要な措置を講ずるものとする。
法 (昭和三十二年法律第二十六号) の定めるところにより、離島	資するため、租税特別措置法の定めるところにより、離島振興対
第十九条 国は、第一条の目的の達成に資するため、租税特別措置	第十九条 国は、前条に定めるもののほか、第一条の目的の達成に 第
(税制上の措置)	(税制上の措置)
	により、当該移出又は引取りに係る揮発油税を減免する。
	租税特別措置法(昭和三十二年法律第二十六号)の定めるところ
	造場から移出する場合又は当該保税地域から引き取る場合には、
	いて購入された揮発油の数量に相当する数量の揮発油を、当該製
	事務所を有する者により離島振興対策実施地域内の給油所等にお
	て同じ。)から引き取る者が、離島振興対策実施地域内に住所又は
	一号)第二十九条に規定する保税地域をいう。以下この条におい
	製造者又は揮発油を保税地域(関税法(昭和二十九年法律第六十
	とみなされる物を含む。)をいう。以下この条において同じ。)の
	第二条第一項に規定する揮発油(同法第六条の規定により揮発油
[新設]	第十八条の二 揮発油(揮発油税法(昭和三十二年法律第五十五号)
	(揮発油税の減免)
現 行	改正案

〇奄美群島振興開発特別措置法(昭和二十九年法律第百八十九号)

改 正 案	現	行
(揮発油税の減免)		
第六条の十一の二 揮発油(揮発油税法(昭和三十二年法律第五十 [新設]		
五号)第二条第一項に規定する揮発油(同法第六条の規定により		
揮発油とみなされる物を含む。)をいう。以下この条において同		
じ。)の製造者又は揮発油を保税地域(関税法(昭和二十九年法律		
第六十一号)第二十九条に規定する保税地域をいう。以下この条		
において同じ。)から引き取る者が、奄美群島内に住所又は事務所		
を有する者により奄美群島内の給油所等において購入された揮発		
油の数量に相当する数量の揮発油を、当該製造場から移出する場		
合又は当該保税地域から引き取る場合には、租税特別措置法(昭		
和三十二年法律第二十六号)で定めるところにより、当該移出又		
は引取りに係る揮発油税を減免する。		

〇小笠原諸島振興開発特別措置法(昭和四十四年法律第七十九号)

本 正 案 ・ で有する者により小笠原諸島の地域にある給油所等において購入第十五条の二 揮発油(揮発油税法(昭和三十二年法律第五十五号)第二条第一項に規定する揮発油(同法第六条の規定により揮発油製造者又は揮発油を保税地域(関税法(昭和三十二年法律第五十五号)のとみなされる物を含む。)をいう。以下この条において同じ。)のとみなされる物を含む。)をいう。以下この条において同じ。)のとみなされる物を含む。)をいう。以下この条において同じ。)のとりのでは、では、では、では、では、では、では、では、では、では、では、では、では、で	新設」現	行
て同じ。)から引き取る者が、小笠原諸島の地域に住所又は事務所一つ、第一十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二		
を有する者により小笠原諸島の地域にある給油所等において購入		
された揮発油の数量に相当する数量の揮発油を、当該製造場から		
移出する場合又は当該保税地域から引き取る場合には、租税特別		
措置法で定めるところにより、当該移出又は引取りに係る揮発油		
税を減免する。		

〇沖縄振興特別措置法(平成十四年法律第十四号)

改正案	現行
(離島の旅館業に係る減価償却の特例)	(離島の旅館業に係る減価償却の特例)
第九十三条 離島の地域内において旅館業 (下宿営業を除く。 第九	第九十三条 離島の地域内において旅館業 (下宿営業を除く。)次条
十四条において同じ。)の用に供する設備を新設し、又は増設した	において同じ。)の用に供する設備を新設し、又は増設した者があ
者がある場合には、当該新設又は増設に伴い新たに取得し、又は	る場合には、当該新設又は増設に伴い新たに取得し、又は建設し
建設した建物及びその附属設備については、租税特別措置法で定	た建物及びその附属設備については、租税特別措置法で定めると
めるところにより、特別償却を行うことができる。	ころにより、特別償却を行うことができる。
(揮発油税の減免)	
第九十三条の二 揮発油(揮発油税法(昭和三十二年法律第五十五	[新設]
号)第二条第一項に規定する揮発油(同法第六条の規定により揮	
発油とみなされる物を含む。)をいう。以下この条において同じ。)	
の製造者又は揮発油を保税地域(関税法第二十九条に規定する保	
税地域をいう。以下この条において同じ。)から引き取る者が、離	
島の地域内に住所又は事務所を有する者により離島の地域内の給	
油所等において購入された揮発油の数量に相当する数量の揮発油	
を、当該製造場から移出する場合又は当該保税地域から引き取る	
場合には、租税特別措置法で定めるところにより、当該移出又は	
引取りに係る揮発油税を減免する。	

〇租稅特別措置法
(昭和三十
(昭和三十二年法律第1
一十六号)

改 正 案	現行
目次	目次
第六章 消費税法等の特例	第六章 消費税法等の特例
第一節~第二節の二 (略)	第一節~第二節の二 (略)
第三節 揮発油税法及び地方道路税法の特例(第八十八条の五	第三節 揮発油税法及び地方道路税法の特例(第八十八条の五
―第九十条の三の三)	―第九十条の三)
第三節の二〜第四節 (略)	第三節の二〜第四節 (略)
(離島の指定給油所等に移出される揮発油に係る揮発油税の免除)	
第九十条の三の二 揮発油の製造者が、次の各号に掲げる者又は給	[新設]
油所に対し、当該各号に定める揮発油を、政令で定めるところによ	
り、その製造場の所在地の所轄税務署長の承認を受けて当該製造場	
から移出する場合には、当該移出に係る揮発油税を免除する。	
一 次に掲げる地域内に住所又は事務所を有する者 当該地域に	
おける当該者の用に供する自動車の燃料用に供するため、政令	
で定めるところにより購入される揮発油	
イ 離島振興法第二条第一項の規定により離島振興対策実施地	
域として指定された地域	
口 奄美群島振興開発特別措置法(昭和二十九年法律第百八十	

九号)第一条に規定する奄美群島

- 九号)第二条第一項に規定する小笠原諸島の地域ハー小笠原諸島振興開発特別措置法(昭和四十四年法律第七十
- 同号に規定する用途に供するため、政令で定めるところにより二 指定給油所 指定給油所において、前号に掲げる者により、三 沖縄振興特別措置法第三条第三号に規定する離島の地域
- 揮発油を同号に規定する用途以外の用途に供してはならない。2 前項第一号に掲げる者は、同項の規定の適用を受けて購入した

購入された揮発油の数量に相当する数量の揮発油

- をある。 上特に不適当と認められる場合には、その指定を取り消すことがで 上特に不適当と認められる場合には、その指定を取り消すことがで 上特に不適当と認められる場合には、その指定を取り消すことがで と特に不適当と認められる場合には、その指定を取り消すことがで を表した場合その他取締り
- 適用に関し必要な事項は、政令で定める。 第一項の規定の適用がある場合における地方道路税法の規定の

(離島の指定給油所等に引き取られる揮発油に係る揮発油税の免

除)

第九十条の三の三 前条第一項各号に定める揮発油を、保税地域か [.

引き取ろうとする場合において、

当該引き取ろうとする者

が

政

令で定める手続により を受けて当該 揮 発 油 を引き取るときは その 保税地 域 Ó 当該引取 所在地の 所轄 り に 税関 係 る揮 長 発 0 油 承 税 認

を免除する。

2 前条第二項及び第五項の規定は、前項の場合について準用する。

(沖縄路線航空機に積み込まれる航空機燃料に係る航空機燃料税

第九十条の 八 以外の 沖縄 本邦の 帰島と沖! 地域 縄 県 (その地域の全部 0 区域 (以下この 又は一 項において 部が離島振興 「沖縄」

 \mathcal{O}

税率

0

特例

地域 法第一 に含まれる島 一条第 項 の規 及び 定により指定された同 奄美群島振興開 発特別措置法 項 \hat{O} 離 島 第一 振 興 条に 対 策 規定 実 施

じ。)との間を航行する航空機燃料税法第二条第一号に規定する航する奄美群島の区域に含まれる島を除く。以下この項において同

空機(同法第七条に規定する外国往来機で同条に規定する有償の

玉 航空 内 運 機 送 0 という。)で、 用 に供されてい 航空法第百条第一 ないものを除く。 項に規定する許可 以下この 節 に お を受 1 7

飛 け 行場又は た者が行う旅客の運送の 沖縄以外の 本 邦 用に供されるもの 0 地域に所在する飛行場を離陸 (沖縄島 に 所 在 L す た Ź

[新設]

- - ... | ... | ... | ... | ... | ... | ... | ... | ... | ... | ... | ... | ... | ... | ... | ... | ... | ... | ... | ... | ... | ... | ... | ... | ... | ... | ... | ... | ... | ... | ... | ... | ... | ... | ... | ... | ... | ... | ... | ... | ... | ... | ... | ... | ... | ... | ... | ... | ... | ... | ... | ... | ... | ... | ... | ... | ... | ... | ... | ... | ... | ... | ... | ... | ... | ... | ... | ... | ... | ... | ... | ... | ... | ... | ... | ... | ... | ... | ... | ... | ... | ... | ... | ... | ... | ... | ... | ... | ... | ... | ... | ... | ... | ... | ... | ... | ... | ... | ... | ... | ... | ... | ... | ... | ... | ... | ... | ... | ... | ... | ... | ... | ... | ... | ... | ... | ... | ... | ... | ... | ... | ... | ... | ... | ... | ... | ... | ... | ... | ... | ... | ... | ... | ... | ... | ... | ... | ... | ... | ... | ... | ... | ... | ... | ... | ... | ... | ... | ... | ... | ... | ... | ... | ... | ... | ... | ... | ... | ... | ... | ... | ... | ... | ... | ... | ... | ... | ... | ... | ... | ... | ... | ... | ... | ... | ... | ... | ... | ... | ... | ... | ... | ... | ... | ... | ... | ... | ... | ... | ... | ... | ... | ... | ... | ... | ... | ... | ... | ... | ... | ... | ... | ... | ... | ... | ... | ... | ... | ... | ... | ... | ... | ... | ... | ... | ... | ... | ... | ... | ... | ... | ... | ... | ... | ... | ... | ... | ... | ... | ... | ... | ... | ... | ... | ... | ... | ... | ... | ... | ... | ... | ... | ... | ... | ... | ... | ... | ... | ... | ... | ... | ... | ... | ... | ... | ... | ... | ... | ... | ... | ... | ... | ... | ... | ... | ... | ... | ... | ... | ... | ... | ... | ... | ... | ... | ... | ... | ... | ... | ... | ... | ... | ... | ... | ... | ... | ... | ... | ... | ... | ... | ... | ... | ... | ... | ... | ... | ... | ... | ... | ... | ... | ... | ... | ... | ... | ... | ... | ... | ... | ... | ... | ... | ... | ... | ... | ... | ... | ... | ... | ... | ... | ... | ... | ... | ... | ... | ... | ... | ... | ... | ... | ... | ... | ... | ... | ... | ... | ... | ..

九十条の \mathcal{O} 税率 \mathcal{O} 特例 八 沖縄 島 立治沖縄 県の 区域 (以下この項に お 7 て 沖 縄

第

法第二条第一 という。) 以 外の本邦の地域 項の 規定により指 (その地域の全部又は一 定された同 項 0 離島 部が離 振 興 対 策 島 実 振 興 施

年法律第百八十九号) 地域に含まれる島及び奄美群島 第 一条に規定する奄美群 振興 開 発特別措置 島 法 0 区 (昭 域に含ま 和 + れ 九

※上記: Minima Mi

外国往来機で同条に規定する有償の国内運送の用に供されていな燃料税法第二条第一号に規定する航空機(同法第七条に規定する

.ものを除く。以下この節において「航空機」という。) で、航空

1

に供されるもの(沖縄島に所在する飛行場又は沖縄以外の本邦の法第百条第一項に規定する許可を受けた者が行う旅客の運送の用

後、天候その他やむを得ない理由により、同法第九十七条第一項後、天候その他やむを得ない理由により、同法第九十七条第一項と異なる飛行場に着陸することとなつた航空機その他政令で定めるものを含む。以下この節において「沖縄路線航空機」という。)に、平成二十四年三月三十一日までに積み込まれる航空機燃料にに、平成二十四年三月三十一日までに積み込まれる航空機燃料にかわらず、航空機燃料一キロリットルにつき一万三千円の税率にかわらず、航空機燃料一キロリットルにつき一万三千円の税率により計算した金額とする。

2~6 (略)

空機燃料税法第十一条の規定にかかわらず、 地域に所在する飛行場を離陸した後、天候その他やむを得ない までに積み込まれる航空機燃料に係る航空機燃料税の税額は、 となつた航空機その他政令で定めるものを含む。以下この節にお 離陸前に国土交通大臣の承認を受けた、又は通報した飛行計 由により、 いて「沖縄路線航空機」という。)に、平成二十四年三月三十一日 おいて最初の着陸地とした飛行場と異なる飛行場に着陸すること ットルにつき一万三千円の税率により計算した金額とする。 同法第九十七条第一項又は第二項の規定により、 航空機燃料一 キロ 当該 画に IJ 航 理

2~6 (略)